

■ 特例介護給付の決定方法について

緊急的に区分が必要な福祉サービスが必要であって、支給決定までにやむを得ずサービスを利用する必要がある場合は、特例介護給付の手続きを行うことができます。

(詳細は資料5参照)

- ・申請日より前のサービス利用は特例介護給付の対象外です。
- ・想定した区分より低くなったり、区分非該当となった場合、自己負担となります。
- ・法定代理受領の対象とならないので、本人から事業所への全額負担が必要です。
- ・申請にはサービス等利用計画（セルフプラン含む）が必要です。